

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和4年6月24日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

1（1）届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 芙蓉総合リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ大槌店 上閉伊郡大槌町大槌第23地割字沢山6番地1ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和4年4月1日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

（2）届出年月日 令和4年6月3日

（3）縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び大槌町役場

2（1）届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 芙蓉総合リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー釜石港町店 釜石市港町二丁目9番9号

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和4年4月1日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

（2）届出年月日 令和4年6月7日

（3）縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所